

広島市告示第241号

令和8年4月20日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、こども未来局放課後対策課の物品出納員事務の一部を次のとおり委任させたので告示します。

広島市長 松井 一實

1 委任を受けた物品分任出納員

| | | | |
|-------------|-----|----|----|
| 荒神町放課後児童クラブ | 指導員 | 花岡 | 美香 |
| 元宇品放課後児童クラブ | 指導員 | 井上 | 淳香 |
| 古田台放課後児童クラブ | 指導員 | 松森 | 真紀 |
| 戸山放課後児童クラブ | 指導員 | 堤 | 晶子 |
| 高南放課後児童クラブ | 指導員 | 新本 | 厚子 |
| 三田放課後児童クラブ | 指導員 | 土屋 | 智子 |
| 大林放課後児童クラブ | 指導員 | 谷口 | 曜 |
| 湯来南放課後児童クラブ | 指導員 | 槇原 | 早苗 |

2 委任させた事務

こども未来局放課後対策課に属する各放課後児童クラブにおける物品の出納保管に関する事務

3 委任期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで